

美しい国づくり 政策大綱について

国土交通省総合政策局政策課

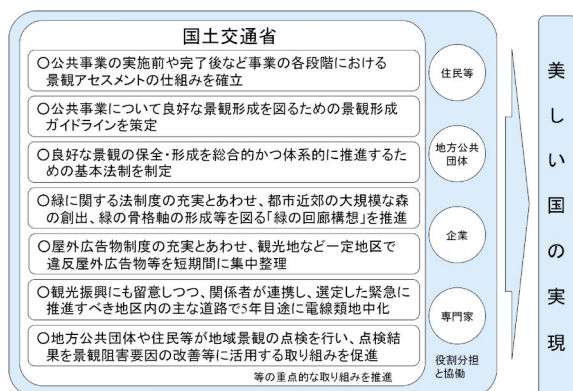
調査第一係長 すぎうら 杉浦 みな 美奈

1

はじめに

魅力ある美しい国づくりのため、国土交通省は平成15年1月に省内検討体制を設け検討を行ってきた。このたび、美しい国づくりのための基本的考え方と国土交通省のとるべき具体的な施策について「美しい国づくり政策大綱」としてとりまとめ、7月11日に公表したので、その概要を紹介する。

美しい国づくり政策大綱のポイント



美しい国の実現

また、地域の歴史や文化に根ざした街なみ、建造物等が各地に残されており、それらの美しさ、価値が再発見され、保全や復元の取り組みが見られる。



歴史的建造物を保存・活用した神戸税関本関（兵庫県神戸市）

他方、国土づくり、まちづくりにおいて、経済性や効率性、機能性を重視したため美しさへの配慮を欠いた雑然とした景観、無個性・画一的な景観等が各地で見られる。



看板等の無秩序な乱立により雑然とした景観

公共的空間でのごみ投棄など国民のモラルを問

2

現状に対する認識と課題

(1) 我が国の景観・風景の現状

我が国は地域による気候・風土の多様性、四季の変化に富んでおり、水と緑豊かな美しい自然景観・風景に恵まれている。その美しさは海外からも高い評価を得ている。

われる事例も見られる。



河川敷に投棄された自動車

美しさへの配慮を欠いていたという点では、公共事業をはじめ公共の営みも例外ではなかったと認識すべきである。



日本橋の上を通過する都市高速道路
(東京都中央区)

(2) これまでの取り組み

このような現状に対し、これまでも良好な景観・風景を守り、あるいはつくり出すための様々な努力がなされてきた。行政としても良好な景観形成



美観地区等や独自の景観条例により良好な
景観を形成 (岡山県倉敷市)



歴史的・文化的な港湾施設を保全・改修した
門司港レトロ地区 (福岡県北九州市)

のための事業や規制・誘導策に取り組んできた。

(3) 景観形成の取り組みを取り巻く情勢

一方、近年、良好な景観形成に対する関心やニーズが一層高まる中、景観形成の取り組みを取り巻く情勢に様々な動きが見られる。眺望・景観をめぐる紛争が各地で発生していること、地域の景観問題への対応のため独自の条例を定める地方公共団体が増加していること、住民団体・NPOによる公共事業や公共的施設管理への参画が進んでいることなどが挙げられる。

3 美しい国づくりのための 取り組みの基本的考え方

(1) 取り組みの基本姿勢

- 地域の個性重視
- 美しさの内部目的化
- 良好な景観を守るための先行的、明示的な措置
- 持続的な取り組み
- 市場機能の積極的な活用
- 良質なものを長く使う姿勢と環境整備

(2) 地域ごとの状況に応じた取り組みの考え方

- 美しさに関するコンセンサスの状況に応じた施策展開
 - ・悪い景観（景観阻害要因）とだれもが認めるものへの対応
 - ・優れた景観とだれもが認めるものへの対応
 - ・普通の地域（コンセンサスがないところ）での対応

(3) 各主体の役割と連携

- 住民、NPOの参画と主体的取り組み
- 地方公共団体、特に市町村の重要な役割
- 国の役割
- 企業の市場における役割
- 専門家の活用
- 施策連携、機関連携、協調

(4) 各主体の取り組みの前提となる条件整備

- 人材育成
- 情報提供等
- 技術開発



美しい国づくりのための 施策展開

国土交通省は、美しい国づくりに向け、「美しい国づくりのための取り組みの基本的考え方」に沿って、各主体によるこれまでの取り組みをさらに深化させるため、特に実効性確保を主眼において下記の施策を具体的に展開していく。

① 事業における景観形成の原則化

景観形成に寄与する要素を事業実施の際にグレードアップ的に実施するのではなく、必要な技術開発や現場での試行を経て可能となったものは、原則として実施すべき要素とするための措置を講じる。

② 公共事業における景観アセスメント（景観評価）システムの確立

事業の実施主体が、必要に応じて構想段階、計画段階、設計段階など事業の実施前や事業完了後といった事業の各段階において、既存の制度に景観を評価の項目として織り込むことなどにより、事業実施により形成される景観に対し、多様な意見を聴取しつつ、評価を行い、事業案に反映する仕組みを確立する。

③ 分野ごとの景観形成ガイドラインの策定等

事業担当各職員が事業執行の各段階で活用するものとして、基本的視点や検討方法、手続きの考え方など地域を問わず全国的に適用すべき基本的事項、意匠・色彩の計画や施工方法など地域特性に応じて適用する参考的事項を明解にかつ可能な限り網羅的に整理したガイドラインを分野ごとに策定する。

また、高い煙突類の昼間障害標識（赤白交互の塗色）やビル群等の航空障害灯の設置に係る規制について、景観にも配慮した基準改正を行う。

④ 景観に関する基本法制の制定

良好な景観の保全・形成への取り組みを総合的かつ体系的に推進するため、基本法制の確立を目指すとともに、関連する諸制度の充実・強化を図る。

⑤ 緑地保全、緑化推進策の充実

都市公園の整備、都市空間の緑化、緑地の保全を一体的に推進するため、都市公園法、都市緑地保全法を統合する。

⑥ 水辺・海辺空間の保全・再生・創出

水辺・海辺空間の保全・再生・創出に向けて、関係事業の連携の下で総合的な取り組みを推進する。

また、港湾において、良好な景観を保全・形成するため、港湾計画など法制度等の充実を図る。

⑦ 屋外広告物制度の充実等

屋外広告物について、良質で地域の景観に調和した屋外広告物の表示を図るため、良好な自然景観・田園景観の保全、屋外広告物制度の実効性の確保、特に良好な景観を保全すべき地区に係る市町村の役割の強化、屋外広告業の適正な運営の確保などの観点から、制度の充実を図る。

⑧ 電線類地中化の推進

まちなかの幹線道路に加え、非幹線道路や歴史的景観地区等においても電線類地中化の円滑かつ効率的な推進を図るため、関係行政機関及び関係事業者と調整を図りながら、平成16年度から始まる新たな「電線類地中化計画」を策定して、電線類地中化の一層の推進を図る。

⑨ 地域住民、NPO による公共施設管理の制度的枠組みの検討

地域住民、NPO が公共施設の管理に実体的に参画し、景観の保全、改善を図るため、NPO 等の権能を高める観点等から制度的枠組みを検討する。

⑩ 多様な担い手の育成と参画推進

美しい国づくりの主体となる地域住民やNPO、行政機関職員、専門家等の意識や技術を高め、活動しやすさを確保できるよう、多面的な方策を講じる。

⑪ 市場機能の活用による良質な住宅等の整備促進

耐久性等の高い良質な物件が、不動産市場において適正に評価されるよう、総合的な取り組みを推進する。

⑫ 地域景観の点検促進

地方公共団体、NPO、まちづくり団体等の市民グループが各地域において景観の点検を行う取り組みを促進し、点検の結果、指摘された景観阻害要因については関係する施設の管理者と地域住民等とのコンセンサスのもとでその改善に努めるとともに、保全すべき優れた景観資源は「保全すべき景観資源データベース」に登録するなど点検結果を活用する。

⑬ 保全すべき景観資源データベースの構築

地域景観の点検結果や国土交通省等で作成している各種の保全すべき景観リストなどをもとに全国の各地域における保全すべき優れた景観資源が登録されたデータベースを構築する。

⑭ 各主体の取り組みに資する情報の収集・蓄積と提供・公開

保全すべき景観資源データベースや景観専門家リスト、新工法等の技術情報、土地・地理情報、良好な景観形成事例など、景観に関する各種情報を収集・蓄積し、国土交通省ホームページにおけるポータルサイトの整備などにより、地方公共団体や住民等に広く提供・公開する。

⑮ 技術開発

社会資本ストックの劣化等診断技術、延命技術、転用技術などこれまで積み重ねてきた技術開

発の成果を活かし、環境、財政制約を踏まえ、最も合理的に社会資本ストックを管理運営する技術、GIS（地理情報システム）を活用した三次元景観シミュレーションなど景観の対比・変遷を分析する技術、河川・湖沼における自然環境の復元技術や海域における総合的な環境改善技術など環境の保全・再生・創出のための技術の開発等を行う。



おわりに

今回は誌面の都合で紹介できなかったが、大綱では、前項に示した施策の具体化の時期を明記するとともに、短期間で重点的・集中的に取り組むべき事業については、目に見える成果を上げるためアクションプログラムとして事業ごとに一定年限内に達成すべき目標を具体的な数値目標等で示している。今後、これらの施策の具体化のための措置を講じていき、また、その措置状況等についてフォローアップを行っていくこととしている。

大綱の全文（カラー写真付き）をご覧になりたい場合には、以下のホームページで情報提供しているので、そちらをご覧いただきたい（国土交通省景観ポータルサイト：http://www.mlit.go.jp/keikan/keikan_portal.html）。

美しい国づくり政策大綱に基づく取り組みのイメージ

観光地において景観を阻害するものを集中的に除去



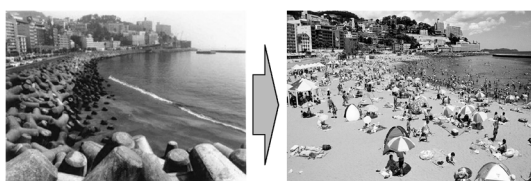
【三重県伊勢市（伊勢神宮前）】

電線類の地中化



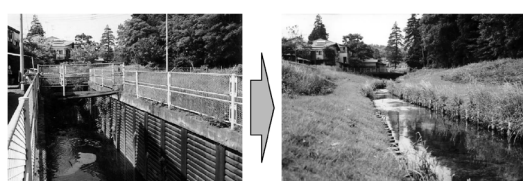
【CGによるイメージ（写真は東京都世田谷区）】

消波ブロックの除去



【静岡県熱海市】

河川環境の保全・復元



【神奈川県横浜市】